

担 当 障がい福祉室 地域生活支援課
 地域サービス支援グループ
 担当者 三浦、相京
 内 線 2540
 直 通 6944-2367

《 拡 充 》

予算額 7, 592万1千円

在宅の重度障がい児に対する訪問看護利用料助成事業

～4歳未満で障がいの程度が判定できず手帳が未取得の乳幼児も
 対象となるよう制度を拡充します～

【目 的】

在宅で訪問看護ステーションを利用する重度の障がい児で、障がいの永続性を判定することが難しい等の理由により障がい者手帳が取得できず、当該制度の対象とならない乳幼児（4歳未満で障がいの程度が判定できないとされた場合）について新たに対象に追加し、訪問看護利用料助成を行います。

【現 行】

- (1) 対象者：①身体障がい者手帳1・2級の交付を受けた人
 ②重度の知的障がいと判定された人
 ③身体障がい者手帳を所持している中度の知的障がいのある人

(2) 助成内容

- ①上記対象者で7歳以上：一般の訪問看護利用料3割負担のところ
 ⇒ 本人1割負担とし、差額分を補助する市町村に対して、その差額の1/2を府が負担する
- ②上記対象者で7歳未満：一般の訪問看護利用料2割負担のところ
 ⇒ 本人1割負担とし、差額分を補助する市町村に対して、その差額の1/2を府が負担する

(3) 実施主体：市町村

※37市町が実施（平成24年4月現在）

【新たに追加する対象者】

(1) 対象者：次の①～③の全ての項目を満たす乳幼児

- ① 4歳未満
 ② 障がいの程度が判定できず、結果として障がい者手帳を取得していない
 ③ 上記【現 行】(1)の対象者と同等の障がい程度と判断される乳幼児

※具体的には訪問看護指示書における「装着・使用医療機器等」欄に記載のいずれかの医療機器等を装着・使用し、医師の指示を受けて訪問看護による指導管理が必要な乳幼児。

(2) 助成内容：上記【現 行】(2)の②に同じ

担当	障がい福祉室地域生活支援課 権利擁護グループ
担当者	鈴木、下川
内線	2455
直通	6944-9179

【知事重点】《一部新規》

予算額（福祉部分）1億1,149万4千円（うち新規事業4,824万2千円）

発達障がい児者総合支援事業

～発達障がい児者のライフステージに応じた一貫した切れ目のない総合的な支援を実施！～

発達障がい児者への支援は、発達障がいという概念が比較的新しい（発達障害者支援法 H17.4 施行）ことや、障がいのわかりにくさや見えづらさ、さらには発達障がいの障がい特性が人により異なるため、具体的な理解が得られにくいこと等により、施策の谷間になってきた分野。

【視点Ⅰ】乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援体制の整備

発達障がいの特性に早く気づき、療育などの支援を受けることで、その後の生活上の支障が少なくなることから、発達障がいの特性に早く気づき、支援につなぐこと、発達障がいの特性に応じた支援を次のライフステージに引継ぎ、支援を継続することが重要。

【視点Ⅱ】十分な支援の機会が得られないまま成人期を迎えた発達障がい者への支援の充実

これまで療育の機会に出会えずに成人期を迎えた発達障がい者は、発達障がいの特性に気づかないまま、就労場面や人づき合いなど、日々の暮らしの中でさまざまな生きづらさを感じているケースも少なくないため、気づきの支援やニーズに応じた多様な支援が必要。

施策展開の特徴

- ①先進的な手法を積極的に取り入れます。
- ②庁内関係部局が連携して、機能的に施策を推進します。

【事業概要】

乳幼児期

- 1. 発達障がい早期気づき支援事業（一部新規） [予算額 1,189万4千円]
乳幼児健診の実施体制の充実（診断補助装置を使った健診の検討、保健師研修など）。
発達障がいの早期の気づきや診断に関わる人材の育成（幼稚園教諭・保育士の研修、医師養成）。

乳幼児期・学齢期

- 2. 発達障がい児療育支援事業（一部新規） [予算額 3,926万8千円]
地域の発達障がい児を支援する事業所の育成支援。
保護者支援（ペアレントトレーニングなど）の実施。

成人期

- 3. 発達障がい者支援事業（一部新規） [予算額 2,226万2千円]
既存のひきこもり支援施設を活用し、在宅発達障がい者への訪問支援、未診断の発達障がい者への診断前相談等による気づき支援の実施。
相談支援事業所の育成を通じた成人期の相談支援の充実。

全体

- 4. 発達障がい者支援センター事業（一部新規） [予算額 3,709万5千円]
府内の発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい者支援センターアクトおおさかを運営。
就労支援機関等に発達障がい者支援コーディネーターを派遣する等、支援機関への助言・指導を強化。
- 5. 発達障がい児者支援体制整備検討部会 [予算額 97万5千円]
検討部会、ワーキンググループの運営。中長期的な視点に立った支援プランを検討。

発達障がい児者総合支援事業

【知事重点】
（一部新規）

基本方針

【第4次大阪府障がい者計画】 ☆最重点施策の1つ：施策の谷間にあった分野への支援の充実⇒発達障がい児者

発達障がい児者支援において、ライフステージに応じた一貫した切れ目のない総合的な支援のため、早急実現すべき施策

I 乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援体制の整備

発達障がい特性による
生きづらさへの気づき支援

発達障がいの
特性に応じた支援

次のステージの
支援へのつなぎ

ライフステージに
応じた支援

自立支援

自立

II 施策の谷間にあつたため、十分な支援の機会が得られないまま成人期を迎えた発達障がい者への支援の充実

【乳幼児期】

【福祉】

1. 発達障がい早期気づき支援事業 [11,894千円]
 - (1) 【新】乳幼児健診体制整備事業 6,146千円
 - (2) 気づき支援人材育成事業 1,588千円
 - (3) 【新】発達障がい専門医師養成事業 4,160千円

連携部局
【福祉】
【健医】
【府文】
【教委】

【学齢期】

【教委】

- 「発達障がいのある子どもへの支援プロジェクト」
- (1) 【新】通常の学級における発達障がい等支援事業費 [2,079千円]
 - (2) 【新】高等学校における発達障がい等支援事業費 [1,620千円]

連携部局
【教委】
【福祉】

【成人期】

【福祉】

3. 発達障がい者支援事業 [22,262千円]
 - (1) 【新】発達障がい者気づき支援事業 20,520千円
 - (2) 成人期発達障がい者地域支援体制構築事業 1,742千円
 - (3) 【新】発達障がい者支援コーディネーター派遣事業（発達障がい者支援センター事業【再掲】）

連携部局
【福祉】
【政企】
【商労】

【商労】

- 【新】発達障がい者雇用支援事業（緊急雇用創出基金事業の内数）

つなぎ

つなぎ

【福祉】

2. 発達障がい児療育支援事業 [39,268千円]
 - (1) 障がい児通所支援事業者育成事業 31,044千円
 - (2) 【新】ペアレントサポート事業 8,224千円

【福祉】

4. 発達障がい者支援センター事業 [37,095千円]
（強化事業）【新】発達障がい者支援コーディネーター派遣事業（9,192千円）を含む

【福祉】

5. 発達障がい児者支援体制整備検討部会 [975千円]

関係部局
【政企】
【府文】
【福祉】
【健医】
【商労】
【教委】

担 当 子ども室子育て支援課 企画グループ
 担当者 加藤、浅田
 内 線 4261
 直 通 6944-7108

《新規》

予算額 559万6千円

「子ども総合計画（仮称）」策定事業

【目 的】

大阪府では、子ども条例等に基づく「こども・未来プラン後期計画」により、子ども施策を推進してきましたが、平成26年度末で期限を迎えます。

国においては、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、新たな子ども・子育て支援制度が平成27年4月に本格施行される予定です。これらの法律に基づき、都道府県は「子ども・子育て支援事業支援計画」を、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなります。

これらを踏まえ、大阪府では平成25年度から26年度にかけて、子ども施策を総合的・計画的に推進するための「子ども総合計画（仮称）」を策定する予定です。

また、これに併せ、計画を審議するための合議体の設置や実態把握のための調査を行う予定です。

【事業概要】

1) 「計画策定部会（仮称）」の設置・運営

子ども施策の重要事項について調査審議する「子ども施策審議会」の下に、「計画策定部会（仮称）」を設置し、計画の内容について集中的・機動的に調査審議します。

2) ニーズ調査の実施

府として取り組むべき子育て支援策を検討するため、今後、国が作成する基本指針や子ども施策審議会の状況等を踏まえ、府域の状況把握に必要なニーズ調査を実施します。

また、市町村の「子ども・子育て支援事業計画」の策定に必要なニーズ調査に係る経費を助成します。

（主要事業4（子ども・子育て支援新制度の施行準備）参照）

3) 圏域会議の開催

府域を複数の市町村で構成する圏域に分け、当該圏域単位の会議（圏域会議）において、市町村の「子ども・子育て支援事業計画」策定や新制度の導入準備に対する助言その他の援助を行いながら、「子ども総合計画（仮称）」の策定に向けた広域的な調整を図ります。

【計画策定に向けたスケジュール】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～
子ども・子育て関連3法	*法律公布(8/22)			*本格施行(注)
基本指針(国)		基本指針策定 →		「子ども総合計画（仮称）」に基づく事業展開 →
事業計画(都道府県、市町村)		事業計画策定(審議会の開催、ニーズ調査、広域調整を含む)	→	

(注) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

担 当 子ども室子育て支援課 保育グループ
 担当者 赤井、田口
 内 線 2440
 直 通 6944-6678

《新 規》

予算額 49億1,608万4千円

【安心こども基金活用事業】

子ども・子育て支援新制度の施行準備
 ～平成27年度の本格施行に向けた安心こども基金活用事業～

【目 的】

幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための、子ども・子育て関連3法が、平成24年8月に公布されました。新たな子ども・子育て支援制度が平成27年4月に本格施行（*）される予定です。

今般、平成24年度国の緊急経済対策補正予算等により安心こども基金が積み増し及び期限延長されることとなり、同基金を活用し、新制度への施行準備として次の事業を新たに実施します。

（*）本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討

【事業概要】

○保育士の処遇改善等 23億5,323万3千円

保育所運営費の民間施設給与等改善費（民改費）の仕組みを基礎に、処遇改善のための上乗せ分を保育所運営費とは別に、市町村を通じて私立保育所に交付することで、保育士の処遇を改善し、離職防止等に取り組みます。

○地域子育て支援拠点の機能強化等 20億6,935万1千円

従来、国の子育て支援交付金を活用して市町村が行ってきた「地域子育て支援拠点事業」や「一時預かり事業」等が、子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、機能強化を図ったうえで安心こども基金事業に移行されたため、大阪府から市町村に助成します。

○子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等 4億9,350万円

市町村に対し、子ども・子育て支援新制度の施行に必要なシステム開発等に係る経費や子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な住民ニーズの把握に資する調査等に係る経費を助成します。

（参考）平成25年度 安心こども基金を活用したその他の事業（主なもの）

保育所等整備事業（保育所・地域子育て支援拠点の整備）	119億6,169万2千円
待機児童解消「先取り」プロジェクト強化事業（グループ型小規模保育・認可外保育施設運営支援）	4億6,239万2千円
ひとり親家庭等への支援の拡充（ひとり親家庭等の在宅就業支援）	4,950万円
社会的養護の拡充（児童養護施設等の生活向上のための環境改善）	330万円
児童虐待防止対策の強化（児童相談所等の体制強化のための環境改善・緊急対応強化の取組）	4億9,457万円